

## 2020. 2. 4 第40回口頭弁論期日後の記者会見要旨

第40回口頭弁論期日が終わりました。

前回の期日は11月19日でした。それから今日までの間での大きな出来事は、何と言っても、1月17日に広島高裁で、四国電力の伊方3号機について、運転差し止めを求めた仮処分申し立てについて、山口地裁岩国支部で係争中の訴訟の判決まで、3号機の運転をしてはならないという決定を出したことです。原発の危険性検証には「福島原発事故のような事故を絶対に起こさないという理念にのっとった解釈が必要」だと言っています。また、同決定は、被害を受ける具体的な危険がないことを四国電力が立証する必要がある。四国電力は佐多岬半島北岸部に活断層は存在しないとして活断層が敷地に極めて近い場合の評価は必要ないとして地震動評価を行っていないが、中央構造線自体が正断層成分を含む横ずれ断層である可能性は否定できないので、十分な調査をすれば敷地から2km以内に活断層だと認められる断層が見つかるかもしれない、その場合は地震動評価をする必要がある。四国電力が十分な調査をしないまま設置変更許可申請をし、規制委員会は問題ないとしたが、規制委員会の判断には、その過程に過誤や欠落があったと言わざるを得ない。阿蘇山の噴火リスクについて、四国電力の降下火砕物や大気中濃度の想定は過少で、それを前提とした規制委員会の判断は不合理。としました。

活断層の調査が不十分だということは、浜岡原発でも、そのまま当てはまることです。伊方の近くには中央構造線と言う大断層があり、浜岡の近くには南海トラフと言う大断層があるのです。浜岡原発の敷地内には、A-17という活断層があります。

本日の口頭弁論期日で、中部電力は、自身が行っている津波シミュレーションは正当であると主張しました。しかし、中部電力のやり方は、与える「条件」によって、津波の高さがいろいろ変わりうるので、自分の都合のよいような結論がでる「条件」を与えているだけではないでしょうか。中部電力は、自分たちが与えた「条件」が保守的なもの、安全側にたつものだというのですが、そんなことはありません。中部電力のやり方は、津波対策を先送りにした東京電力の旧経営陣のやり方と同じです。福島第一原発の事故を経験した後では、そのようなやり方は許されるものではないと考えます。11月19日の記者会見でも述べましたが、高さ20m以上の津波が襲ってくることもありえるものだというを前提に浜岡原発を考えなければなりません。福島第一原発事故の前と後では、全く異なった考え方をしなければなりません。

また、関西電力の役員らに多額の金品を贈っていた福井県高浜町の元助役は、福

井県敦賀市の建設会社の顧問でしたが、その建設会社が佐賀県玄海町の町長に現金100万円を渡し、選挙も手伝っていたと言います。玄海町は、九州電力玄海原発のある町です。玄海町の町長は、便宜を図っていないと言っていますが、便宜を図ってもらおうとしてのお金であったことは明白です。この会社は、全国の原発で関連工事を多数受注していると言います。浜岡原発では、この会社に工事を発注したことはなかったのでしょうか。前回の期日後にも言いましたが、不正なお金がないと原発は成り立たないのです。原発は、そのような存在なのです。一日も早く、原発を廃止し、不正なお金が動かない社会にしたいものです。

なかなか裁判が進みませんが、焦らないで、私たちの訴えが裁判所に認めもらえるよう、一步一步進めていきます。今後とも、皆様のご協力とご援助をお願いいたします。

弁護士 鈴木 敏 弘